

(目的)

第1条 この要領は、札幌大学奨学生規程（以下「奨学生規程」という。）第23条の規定に基づき、同規程を円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(出願書類)

第2条 奨学生への出願者は、奨学生願書（様式1）を提出するものとする。

2 課外活動優秀特別奨学生、生活支援奨学生（課外活動）、生活支援奨学生（学業・入学）、緊急生活支援奨学生及びウレバ奨学生の出願者は、主たる家計支持者の収入金額を証する書類を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、必要に応じ他の証明すべき資料の提出を求めることがある。

(受付及び選考基準)

第3条 奨学生の受付及び選考基準は、奨学生の種類ごとに別に定める。

(採用手続)

第4条 奨学生の採用通知書（様式2）は、採用決定後14日以内に本人及び奨学生願書記載の身元保証人に送付する。

2 奨学生に採用された者は、指定期日までに本人及び身元保証人連署の奨学生誓約書（様式3）を提出しなければならない。

3 採用通知書には、奨学生の種類、給付又は貸与金額、期間を記載するものとする。

(給付及び貸与の方法)

第5条 奨学金の給付及び貸与する奨学金は所定の銀行口座への振込みとする。振込日は当該年度ごとに定めるところによる。

(激励及び警告)

第6条 奨学生が修得した成績又は単位修得状況が悪い場合は、激励又は警告の通知をし、指導する。

(辞退手続)

第7条 奨学生を辞退する者は、辞退願書（様式5）により願い出なければならない。

(奨学金の受領資格喪失)

第8条 奨学生規程第15条の規定により奨学金の給付又は貸与を取り消された者（以下「取消者」という。）は次に掲げるときから受領資格を喪失する。

(1) 退学、除籍、辞退、休学による取消しは、異動のあった日の翌日

(2) 奨学金の受領資格を喪失した日から日割で返還を求める。

(償還計画書及び借用証書)

第9条 生活支援奨学生（貸与制）及び緊急生活支援奨学生が奨学金を受領し終えたときは、それまでに貸与された奨学金全額（以下「借用金額」という。）の償還計画書（様式4）及び借用証書（様式8）を提出しなければならない。

(償還期間、割賦金、償還日)

第10条 償還者は、償還計画書（様式4）に従い償還する。償還期間、割賦金、償還日については別に定める。

(償還期間及び割賦金の変更手続)

第11条 奨学生規程第22条に基づき、割賦金及び償還期間の変更を願い出る者は、奨学金償還期間（割賦金）変更願（様式9）を提出しなければならない。

2 前項により願い出た者の新しい償還期間及び割賦金については別に定める。

(償還猶予手続)

第12条 奨学生規程第20条の規定に基づき、償還の猶予を願い出る者は、猶予願書（様式6）及び猶予後の償還計画書を提出しなければならない。

2 奨学生規程第20条第1号又は第2号による猶予願いには、在学証明書を添付しなければならない。

3 奨学生規程第20条第3号による猶予願いには、必要に応じ証明すべき資料の提出を求めることがある。

4 償還猶予願いを受け取ってから、1月間以内に償還猶予の許可又は不許可を当該者に通知するも

のとする。

(償還免除手続)

第13条 奨学生規程第21条に基づき、償還の免除を願出する者は、償還免除願(様式7)を提出しなければならない。

2 当該者が死亡したことによる願出には、死亡証明書を添付しなければならない。

3 奨学生規程第21条第2号又は第3号に基づく願出には、必要に応じ証明すべき資料の提出を求められることがある。

(償還の延滞)

第14条 貸与した奨学金の償還が1月間以上遅延したときは、その償還を督促する。

2 償還が6月間以上遅延したときは、未償還金の全額を一括償還しなければならない。ただし、延滞利息は課さないこととする。

附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第18条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第13条にかかわらず、従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年度以前入学生は、第2条、第5条から第13条にかかわらず、従前のおりとする。

3 平成24年度以前入学生は、第15条にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。

別表・様式(省略)